

10月から

# 「幼児教育・保育の無償化」が始まります！

「幼児教育・保育の無償化」により、3歳から5歳までのお子さんの幼稚園、保育所・園、認定こども園などの利用料が無償となります。制度の内容については現在、国で検討しているところです。詳細が決まり次第、「広報とうかい」や子育て応援ポータルサイト「のびのび子育て帳」でお知らせします。

【問い合わせ】子育て支援課認定・給付担当(☎282-1711 内線1184)



## 無償化の内容等

**対 象**▼平成31年4月1日時点で、①3歳から5歳までの全ての児童 ②0歳から2歳までの保育の必要性があると認定された住民税非課税世帯の児童 ※①の適用期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間となります。幼稚園については、入園できる時期に合わせて、満3歳から適用されます。

**内 容**▼

| 利用施設・サービス | 内 容                                          |                                                                        |
|-----------|----------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|
| 幼稚園       | 幼稚園(施設型給付を受ける施設)                             | 利用料無償                                                                  |
|           | 幼稚園(就園奨励費補助金の対象施設)                           | 月額2万5,700円を上限に利用料無償                                                    |
|           | 預かり保育事業※1                                    | 幼稚園の利用に加え、利用日数に応じて月額1万1,300円を上限に利用料無償                                  |
| 認定こども園    | 認定こども園(教育認定)                                 | 利用料無償                                                                  |
|           | 認定こども園(保育認定)                                 |                                                                        |
| 認可保育施設    | 認可保育所・園、地域型保育事業(小規模保育事業、家庭的保育事業等)            | 利用料無償                                                                  |
| その他       | 企業主導型保育事業                                    | 標準的な利用料無償                                                              |
|           | 認可外保育施設※2、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業※1 | ①月額3万7,000円を上限に利用料無償<br>②月額4万2,000円を上限に利用料無償<br>※いずれも上限の範囲内で複数利用が可能です。 |

※1…幼稚園の預かり保育事業、認可外保育施設、その他一時預かり事業等の利用料無償化の対象は、「保育の必要性の認定」※3を受けた方に限ります。※2…無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県等に届け出を行い、国が定める基準を満たしている(基準を満たしていない場合、5年間の猶予期間あり)施設に限ります。※3…「保育の必要性の認定」の要件は、認可保育所の利用要件と同様です。



## 給付には申請が必要です

無償化の給付を受けるためには、原則として、無償化の対象となるための認定申請(「教育・保育給付認定申請、施設等利用給付認定申請」)が必要です。申請手続き等の詳細は、決まり次第、村公式ホームページや利用施設を通じてお知らせします。

## 「幼児教育・保育の無償化」開始に当たって

- 無償化となる範囲は、世帯の状況、利用する施設、年齢等で異なります。
- 食材料費、通園送迎費、行事費などは無償化の対象外**で、保護者の負担となります。
- 現在、**村立幼稚園、認可保育所・園、認定こども園等**を利用している方の副食費(おかず・おやつ等の費用)は保育料の一部としてお支払いいただいております。無償化後は、**原則として主食費(お米など)と副食費(おかず・おやつ等の費用)をまとめて各利用施設にお支払いいただくこと**となります。※主食費、副食費の金額や支払い方法等の詳細は、決まり次第各施設よりお知らせします。